

# 千葉県飲食店感染防止対策認証事業

対象事業者：千葉県内の飲食店（テイクアウト・デリバリー型を除く）

千葉県では、飲食店が取り組む感染防止対策について、県が現地を確認した上で、高いレベルでの対策が取られていることを認証する制度を県内全域で実施しています。

- ◆ 認証基準の達成に必要なとなる設備等の整備費用に対して支援を行います。
- ◆ 認証店に対しては「営業時間の短縮要請」、「酒類提供の制限の要請」を行いません。

認証店が活用できる  
**補助制度**があります。  
詳細は裏面をご覧ください。

※ただし、当面の間は、緊急事態宣言が発令されている時及びまん延防止等重点措置区域を除きます。

※また、認証店については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請の対象でなくなることから、千葉県感染拡大防止対策協力金の申請対象とはなりませんのでご注意ください。

## 認証までの流れ

### ①申請

#### ◇申請書を郵送・メール・FAXで送付

- ◇ 申請に必要な書類をホームページより印刷してください。
- ◇ 店舗の基準達成状況を確認し、認証取得のために必要な対策を各自で実施してください。
- ◇ 印刷した書類に必要事項を記入し、事務局まで書類を送付してください。

### ②現地確認

#### ◇現地確認の立ち合い

- ◇ 現地確認において、認証基準を満たしていることを確認します。
- ◇ 認証にあたっては、該当する項目を全てクリアすることが条件となります。
- ◇ 現地確認により、認証基準を満たすために必要となる設備が不足している場合、追加で購入していただくことがあります。

### ③認証

#### ◇認証の決定

- ◇ 認証ステッカーを交付します。
- ◇ 県ホームページで、認証店として高いレベルでの対策が取られている店舗として公表します。
- ◇ 認証後、対策状況を確認するため、随時、調査に伺うことがあります。



※認証後、感染予防対策が基準どおりに実施されていないことが確認された場合は認証を取り消すことがあります。

【問合せ先】千葉県飲食店認証事務局 ※ 対面窓口は設けていません。

郵送先 〒260-0028 千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル3階

TEL 043-307-9003 FAX 043-307-9004

Mail chiba-ninsho@tobutoptours.co.jp

県HP <https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/inshoku-taisaku/inshoku-ninsho-all.html>

認証基準や認証店への支援内容など、詳細を県HPにも掲載しています。



補助金は  
裏面へ

# 認証取得のために必要な費用の支援を行います

千葉県では、高いレベルでの対策が取られていることを認証した店舗に対して、認証取得のために必要な設備の整備費用等への支援を行います。

## 補助内容

### 補助対象者

認証取得のために必要な整備を行う者で、下記①～⑥を全て満たす者

- ① 飲食を主たる目的とした設備を有する飲食店  
※テイクアウト型、デリバリー型の店舗、遊戯施設は対象外
- ② 中小企業者※、個人事業主等  
※資本金の額又は出資の総額5千万円以下又は従業員数50人以下
- ③ 食品衛生法の規定による許可を受け事業を営んでいる者
- ④ 補助金の受給後も事業を継続すること
- ⑤ 事業を営むに当たって、関連する法令及び条例等を遵守していること
- ⑥ 暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないこと

申請は現地確認以降  
郵送で受付け、  
審査は認証取得後に  
行います。

### 機器購入

- ✓ 消費税及び地方消費税は補助対象外
- ✓ 算定金額に千円未満の端数がある場合は切捨て

- ◆ 補助上限 店舗ごとに30万円まで
- ◆ 対象機器 認証取得のために必要なもの（下記の補助品目）で、令和3年7月26日以降に購入した設備であること

対象品目

- 飛沫感染防止対策  
アクリル板、パーティション（ビニールカーテン、防護スクリーン等含む）※、フロアマーカー、食器カバー（ビュッフェスタイルに限る）  
※認証基準に合致するもの
- 接触感染防止対策  
非接触型体温計、サーモカメラ、コイントレイ、ベルトパーティション、カラーコーン、非接触消毒液ディスペンサー、非接触ソープディスペンサー、キャッシュレス決済端末、消毒液ボトル設置台（足踏み式等）
- 換気による感染防止対策  
二酸化炭素濃度測定器（NDIR方式）、加湿器、HEPAフィルター付き空気清浄機（5m<sup>3</sup>/分以上のもの）※、サーキュレーター※  
※地下の店舗や建築物衛生法対象外施設にある店舗の場合に限る

### 機械工事

- ✓ 消費税及び地方消費税は補助対象外
- ✓ 算定金額に千円未満の端数がある場合は切捨て

- ◆ 補助上限 補助対象経費の3/4又は70万円のいずれか低い額
- ◆ 対象工事

工事を希望する場合は、事務局への事前相談が必要です。

対象品目

- 接触感染防止対策  
自動水栓、人感センサー付き照明、洋式トイレの改修、レイアウト変更工事
- 換気による感染防止対策  
換気設備、換気機能を内蔵したエアコン、窓、自動扉

【問合せ先】千葉県飲食店認証事務局

郵送先 〒260-0028 千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル3階  
TEL 043-307-9003 FAX 043-307-9004  
Mail chiba-ninsho@tobutoptours.co.jp  
県HP <https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/inshoku-taisaku/inshoku-ninsho-all.html>

※ 対面窓口は設けていません。

千葉県 飲食店認証 検索



認証基準や認証店への支援内容など詳しくは県HPでご確認ください。